

二宮町下水道事業経営戦略

二宮町都市部下水道課

令和3年3月

二宮町下水道事業経営戦略

○「経営戦略」とは

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため基本方針として、公営企業における事業ごとに、取り組むべき施策の投資計画とその財源見通しとなる収支計画を示した中長期的な事業経営の基本方針となります。

経営戦略については、総務省の要請に基づき作成していますが、作成に際しては総務省から公表されている「経営戦略策定・改定ガイドライン」で、以下のような内容が基本的事項とされています。

- 計画における設定期間は 10 年以上
 - ・事業の普及状況や施設の老朽化などを考慮し 10 年以上の合理的期間で設定する
- 期間内での収支均衡を図る
 - ・適正な公費負担を含む収入と更新費用など投資を含む支出の適正化を図る
- 事後検証と更新
 - ・PDCA サイクルが働くよう 3 年～5 年ごとに見直しや更新を行う

○二宮町の下水道事業の現状

二宮町の下水道事業は、平成 3 年度に工事着手をしたのち、平成 11 年 4 月から供用となり令和 3 年 3 月で 22 年が経過します。整備については、市街化区域を中心とした事業計画区域の概成を目指し下水道アクションプランに基づいて未普及地域の解消を図るべく事業を進めています。

維持管理については、処理場を有せず広域での処理をするための流域下水道に接続しているため、直接管理する施設は管路が中心となります。今後は、経年により老朽化した管渠の長寿命化や耐震化など維持経費の増加が予測されるので、可能な範囲で支出の平準化を図っていくため、ストックマネジメント計画を基にした予防保全を講じていくことが求められています。

○二宮町の下水道事業経営戦略

下水道は、快適な生活環境や水質保全を図るために欠かすことのできない重要な都市施設であり、循環型社会の形成に貢献する施設です。

下水道経営を取り巻く環境は、人口減少や節水型機器の普及により使用料収入が減少していくことが想定されます。一方で、下水道施設を継続的に安定した維持をしていくためには、計画的な予防保全と更新計画の策定とともに多額の費用を必要とします。

また、事業開始後の初期段階の事業債が償還年限を迎える時期のため、公債費（元利償還費）が令和2年度にピークとなっています。そのため当面の間は、公債費について減少傾向となる見込みですが、今後の更新や改築事業への投資により増加に転じる可能性があります。その時、事業費の急激な増加は極力抑制しなくてはなりません。それには、管路を中心とした下水道施設の維持保全を計画的に行いながら、不測の支出に備え財源見込みを含めた見通しによる事業運営が求められています。

持続可能な事業運営のため、アクションプランに基づく着実な整備、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な施設保全と改築更新事業の推進、損益計算など財務状況の見える化のために地方公営企業法の適用による公営企業会計への移行とともに、現状における今後10年間の財務見通しを含めた基本の方針として経営戦略を定めるものです。

二宮町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県 二宮町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 (2021) 年度 ~ 令和 12 (2030) 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年 (供用開始後 22年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (令和5年(2023年)4月 一部適用予定)
処理区域内人口密度	62.40人/ha (令和元年度末時点)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有 (酒匂川流域下水道)
処 理 区 数	1 処理区 (公共下水道計画区域全域が酒匂川流域下水道左岸処理区に 属し、2つの処理分区となっています)		
処 理 場 数	0 (流域関連公共下水道として酒匂川流域下水道に接続している ため、処理場の保有はありません)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	○広域化・共同化は、供用開始時から酒匂川流域下水道へ接続しています。 ○最適化については、公共下水道の未普及解消事業を進める区域(整備計画 区域)の見直しを行ってきました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを
含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を
共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的
条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わ
ない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	○下水道使用料は、家庭用・業務用の区分はなく、一般汚水の使用料体系となっています。月8m ³ までを基本料金として、8m ³ を超える分については使用水量による従量制の体系です。 【一月あたりの使用料(税抜き)】 8m ³ 以下 882円				
業務用使用料 体系の概要・考え方	8m ³ 超 20m ³ 以下	129円/m ³	50m ³ 超 100m ³ 以下	209円/m ³	
	20m ³ 超 30m ³ 以下	153円/m ³	100m ³ 超 500m ³ 以下	225円/m ³	
	30m ³ 超 40m ³ 以下	179円/m ³	500m ³ 超 1,000m ³ 以下	241円/m ³	
	40m ³ 超 50m ³ 以下	193円/m ³	1,000m ³ 超	260円/m ³	
その他の使用料 体系の概要・考え方	○公衆浴場の排水は、排水量1m ³ あたり6円(税抜)としています。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,624 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,998 円
	平成30年度	2,624 円		平成30年度	2,955 円
	令和元年度	2,673 円		令和元年度	3,057 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	○7人 【管理職1名・業務班(財務・庶務担当)3名・工務班(整備・施設管理担当)3名】
事業運営組織	○都市部 下水道課 7人 (うち、特別会計負担7人) ※町内は県営水道による給水区域のため、二宮町に水道部局はありません。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	○委託業務については、次のようなものがあります。 ・マンホールポンプや流量計の保守点検業務委託 ・公共下水道の水質検査分析業務委託
	イ 指定管理者制度	○該当ありません。
	ウ PPP・PFI	○該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	○該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	○該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す。(単純な売却は除く。)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

○経営比較分析表(令和元年度決算)は、別紙1のとおりです。

- ・現在の使用料体系による収入に基づく、使用料対象経費に対する経費回収率は100%となっています。これは、維持運営に係る経費について、適正な公費負担をしたうえで、使用料を充当すべき経費の分を回収できていることを表し、現行の使用料体系は概ね適正な水準にあり、健全な運営状況にあると分析しています。
- ・当町が保有する下水道施設は主に管渠であり、町が敷設した管渠の使用年数は供用開始からの22年ほどですが、宅地造成などで整備され使用していて、その後に移管を受けた管渠で使用年数が40年を超える箇所や、マンホールポンプなどの機械設備は適切に修繕を行いながら、計画的に必要な更新改築を行うことが求められます。そのための財源確保が課題と認識していますが、使用料について利用者に過度な負担とならないような配慮が求められます。よって、新設工事や改築更新費について可能な範囲で平準化を図るなど効率的に事業運営を行う必要があります。当町は現在のところ、地方公営企業法は非適用のため官庁会計による現金収支での分析ですが、資産価値や維持に要する費用等の詳細な把握をするため、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

○下水道アクションプランに基づく令和7年度の下水道整備概成目標に向けて未普及地域への整備を行っており、新規供用区域は広がっています。一方、町の行政人口は微減傾向にあるため、既に供用している区域の人口も同様の傾向にあるものと推測します。そのため、双方の差引により当面は微増で推移し、その後は微減傾向になると推計しています。

※二宮町人口ビジョンを基に行政人口の推移の実績値を加味しての人口予測を算出し、最近の行政人口と処理区域内(供用区域内)人口との比(普及率)を加味して、処理区域内(供用区域内)人口の予測を算出します。

	令和元年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理	25,210人	25,260人	25,310人	25,130人	24,960人	24,780人
区域内	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	24,600人	24,420人	24,240人	24,060人	23,880人	23,690人

(2) 有収水量の予測

○当町は家庭用の小口排水者が中心であり、有収水量に関してはこれまでも事業場排水の影響を受けることは少ない現状です。

○有収水量の推移は、接続人口の推移などを考慮することが必要となります。

(1)の処理区域内人口の推移に加え、接続率を策定期間の最終年度の見込を90%として、毎年1%の伸びを設定しています。その結果、策定期間中は接続人口は平均で年0.3～0.5%程度増の推移推計となり、有収水量についてについても同様と予測しています。

	令和元年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有収	1,855,978 ^m ₃	1,900,000 ^m ₃	1,910,000 ^m ₃	1,920,000 ^m ₃	1,930,000 ^m ₃	1,940,000 ^m ₃
水量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
見込	1,950,000 ^m ₃	1,960,000 ^m ₃	1,970,000 ^m ₃	1,970,000 ^m ₃	1,980,000 ^m ₃	1,990,000 ^m ₃

(3) 使用料収入の見通し

○(2)有収水量の予測でも述べていますが、当町は家庭用の小口排水者が中心のため、使用料収入全体に対して事業場排水の影響を受けることは少ない状況です。そのため、有収水量の変化の予測と同様に推計しています。なお、当町は地方公営企業法が非適用のため、官庁会計による入金額での推移予測となっています。

	令和元年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料	283,766	286,352	297,394	299,500	301,000	302,400
見込	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
(千円)	303,800	305,100	306,200	307,500	308,600	309,600

(4) 施設の見通し

【処 理 場】 流域関連公共下水道のため、処理場は有していません。今後も建設予定はありません。

【ポンプ場】 当該施設を有していません。今後も建設予定はありません。

【管 渠】 令和元年度末現在の保有状況は、幹線が約7,500メートル、枝線が約101,500メートル、マンホールポンプが8基です。幹線は整備が完了しています。枝線は未普及解消事業により増となる見込みです。マンホールポンプは枝線の整備により若干増となる可能性があります。

(5) 組織の見通し

○技能職員については、下水道アクションプランで示している概成目標の令和7年度までは、未普及地区解消のための新設事業が建設改良事業の中心であると考えますが、その後は維持管理や更新改築に事業の軸足が移るものと考えます。これまでに備えた技術の継承が行えるよう記録の整理をしていきます。事務職員については、地方公営企業法の適用後に複式簿記に基づく企業会計による経理での事業運営に備え業務内容の見直しや技術職員と会計情報の共有化を図っていきます。人員については、建設投資などの資本的収支に係る業務と、維持運営の収益的収支に係る業務のバランスの変更を考慮しながら適正に配置していきます。

3. 経営の基本方針

◎当町の下水道事業の現況

<当町の下水道事業>

平成3年度の工事開始から28年が経過し、平成11年4月の供用開始から令和元年度末で21年となります。現在の整備事業の状況は、令和元年度末で約404ヘクタールの整備が完了しており、平成27年度に策定した下水道アクションプランに基づいて、市街化区域を中心とした事業計画区域449ヘクタールの概成を目指して、未普及地域の解消を図って、管きよ整備を進めています。

<歳入の現況>

下水道使用料は家庭用排水が中心であり、大規模事業場の影響を受けにくいのが当町の特徴です。急激な収入減が生じない一方で、大幅な収入増も見込めません。整備計画区域における普及率が90%程度となっている状況で、新規供用区域の大幅な増加は見込めないため、これまでに整備した供用区域での接続率向上を図り水洗化率が向上することで、計画期間での有収水量は微増、もしくは横ばいで推移すると思われます。その後、新規の供用区域増加がなくなると、人口減少の影響を受け減少傾向に転じることが予測されますので、それに伴って使用料収入についても減少傾向を示すと予想されます。その他、国庫交付金や受益者負担金などの収入についても、対象事業費に応じて減少の傾向と予測しています。

<歳出の現況>

当町は処理場を保有しない流域関連公共下水道のため、維持管理費の高い割合を占めるのは、流域下水処理場などの維持経費を関連市町で按分し負担する維持管理負担金となります。この負担金は変動予測が難しく、町独自で削減ができない支出であり、収支不均衡となる可能性は否めません。また、直接管理する下水道施設は管きよが中心ですが、経年により老朽化した管渠の長寿命化や耐震化を含めた維持経費の増加が予測されるため、予防保全を講じながら支出の平準化を図っていく必要があります。公債費については、事業初期に起債したものが償還年限を迎える時期のため、償還額がピーク期となっています。これまでに起債した事業債について、今後は減少傾向となりますが、起債額が過大にならないよう、建設改良に係る事業費の過度な投資をせず、引き続き計画的に行うように留意しなくてはなりません。しかし、流域建設事業費負担金は維持管理負担金と同様に、町だけで変動予測が難しいため増減が生じる可能性があります。

◎今後の経営方針

<ストックマネジメント計画に基づいた適切な維持管理>

- ・マンホールポンプ設備は耐用年数に準じ、計画的に修繕や更新を行います。
- ・管きよについては、緊急輸送路や軌道を横断している汚水幹線など、重要度の高い管きよから調査し、耐用年数が近い管きよも含めて優先順位をつけ、計画的に修繕や更新を行い、事業費(投資)の平準化を図ります。

<経費回収率などの収支推移に留意します>

- ・人口減少の影響が想定以上に変動して使用料収入が大きく減少していないか、過大な投資となっていないかなど確認しながら、収支の推移を注視します。

<水洗化率(接続率)の向上>

- ・下水道接続についての啓発活動を継続して実施し、今回の推計期間の最終年度である令和12年度の接続率を90%と設定しています。

<公営企業会計への移行による適正な資産管理と損益管理に向けた取り組み>

- ・事業運営における運営経費(収益的収支)と投資経費(資本的収支)を区分し、将来的な経費見込を推測する上で有効な手段とされる公営企業会計への移行に向けての準備を進めます。不測の支出に備えて、自主財源を可能な限り確保する形で安定した運営を図っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○資本費負担が増大しないように年度ごとの対象事業費総額の平準化を図ります。
-----	---------------------------------------

<p>○令和7年度を概成時期の目標とした下水道アクションプランに基づく未普及地域解消事業(枝線工事)を進めていきます。</p> <p>○改築更新事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、装置設備のマンホールポンプについて劣化状況を判断しながら順次修繕や更新を進めていきます。また、緊急輸送路や軌道横断をしている幹線から点検調査を進め、適切な維持管理により長寿命化を図りながら、防災上の重要性など配慮した改築更新についての検討をしていきます。</p> <p>○新設事業、改築更新事業は個別に事業費を考えるだけでなく、投資総額の視点で変動が大きくなるように考慮したうえで事業費を検討していきます。建設改良費としては、流域建設負担金も含め推計しますが、町独自で判断できない要素もあり、想定外の増加が生じる可能性があります。それらを考慮し、投資総額として年度ごとの額の平準化が図れるよう算定しています。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○水洗化率の向上と国の補助金を活用
-----	-------------------

<p>○令和元年度の実績を基にした経営比較分析表において、収入で賄うべき使用料対象経費に対する経費回収率は100%となっています。これは、適正な公費負担分を除いて使用料収入が十分に充当されていることを示しているため、現行の使用料水準は適正なものと判断します。そのため、今回の推計期間では使用料改定を予定しておりません。</p> <p>一方で、大規模事業場や大口企業などからの排水量増減の影響は少なく、一般家庭からの排水が中心となっていて、有収水量や下水道使用料の予測については、人口減少の影響を受けることが予測されます。そのため、使用料収入の基盤安定のためにはさらなる水洗化率(接続率)向上が重要となるため、啓発活動を継続して行い使用料収入の確保を図ります。</p> <p>○国庫の補助メニューで可能なものを財源に活用していきます。</p> <p>○企業債(地方債)は、公共下水道事業債と流域下水道事業債の合計額を概ね一定水準で推移できるように財源調整を検討します。</p> <p>また、資本費平準化債について当初は、令和元年度から5年間で1億円、その後の5年間で5千万円の起債額で見込みましたが、額の変更時期前後で影響が大きいため、通算総額を変えずに起債額を調整する試算を行っていきます。</p> <p>実際の起債額については、必要額を慎重に検討します。</p> <p>○下水道事業に対する一般会計繰入金については、事業費総額に対する充当財源を確保して、基準外の繰入金の縮減を図ります。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○職員給与費については、現状で事業運営にあたり必要な人数で遂行しているため、人数増減は見込んでいません。 また、ここ数年の人事院勧告の実績などから、人件費上昇率は0%として増加係数をかけるなどの対応はしていません。 なお、概成目標の令和7年度までは現状の業務配分を基に、令和8年度以降は、管理運営（収益的費用）と建設投資（資本的費用）の比率按分を4:3としています。</p> <p>○修繕費については、流量計など装置の定期点検による必要な修繕や管きよの軽微な修繕経費は算入されていて、本推計で極端な増加にならないと見込んでいますが、予期せぬ故障などによる費用増となる可能性があります。</p> <p>○委託費は、現状での内容から新規事項は見込んでいませんが、下水道使用料の上下水道一括料金徴収委託料単価の対象経費の増や、流域下水道の維持管理負担金も流域市町間の汚水量比率に基づいていることから、算定について不確実な要素があるなど、予測しきれない内容もあるので増加となる可能性があります。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	○二宮町は供用当初から処理区域全体が流域下水道に接続しています。
投資の平準化に関する事項	○施設の整備や改築更新についての計画を参考にして策定をしています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	○処理場等、活用のメリットを受けられる施設の建設予定がないため、検討の予定はありません。
その他の取組	○該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	○現行の使用料体系において概ね適正な水準にあるため、本戦略における使用料の見直しはない見込みです。
資産活用による収入増加の取組について	○当町の保有資産の大半は管きよが大半であり、活用による収入増加は見込めないため、検討の予定はありません。
その他の取組	○該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	○現時点では導入を検討していないため、該当する経費はありません。
職員給与費に関する事項	○令和元年度決算と令和2年度見込を参考に推計しています。
動力費に関する事項	○処理場やポンプ場の保有はなく、今後も建設予定はないため、該当する経費はありません。
薬品費に関する事項	○該当ありません。
修繕費に関する事項	○現在の下水道施設から大きな変更見込はなく、現状の費用を基に算出しています。
委託費に関する事項	○下水道使用料の上水道との料金一括徴収事務に係る委託料は、接続増による調定件数の増や委託単価見直しなどにより、不測の費用増となる可能性があります。
その他の取組	○流域関連の負担金(建設事業費負担金、維持管理負担金)について、負担区分の変更や、流域関連市町の汚水量割合の変化により、増減発生可能性があります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>○この経営戦略では、地方公営企業法非適用の現状における会計方式である官庁会計方式で財政推計と経営見直しを作成しています。</p> <p>当事業では、令和5年(2023年)4月から地方公営企業法の財務規定の適用に向けて準備を進めていますが、今回の収支見直しでは令和5年以降も官庁会計方式となっています。</p> <p>○事後検証について、下水道運営審議会の意見を活用します。企業会計移行後には、経営戦略の検証に関する考えを含め、経営戦略の改定を行う必要がありますが、移行後の決算状況を反映することができる令和6年度または今回の策定から5年を迎える令和7年度に改定を予定しています。</p>
-------------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

神奈川県 二宮町

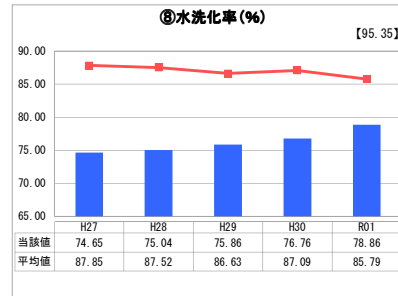
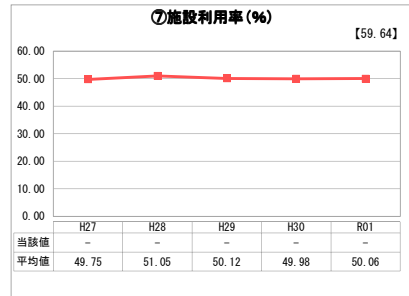
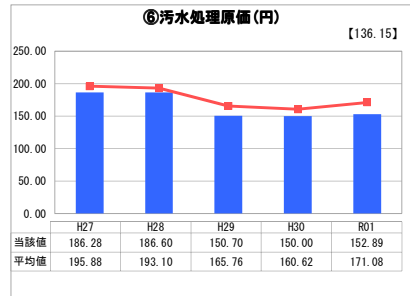
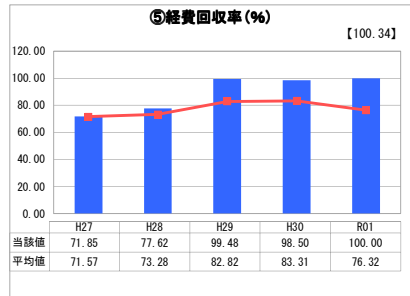
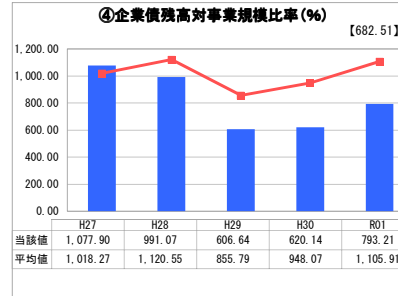
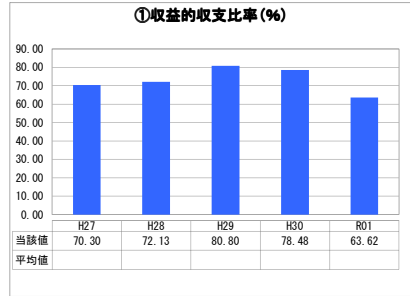
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Ob2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	88.55	95.11	2,673

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
28,547	9.08	3,143.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
25,210	4.04	6,240.10

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性、効率性に係る各指標のうち、料金水準と経費の適切性を示す経費回収率と汚水処理原価は、ともに類似団体の平均値と同等か、やや上回る水準で推移しています。

これらのことから、使用者に対しては適正な使用料を徴収したうえで、事業の効率的な経営が行われていることが分析できます。

一方で、収益的収支比率が前年度から低下しています。この指標は単年度での収支を示すものであり、地方債償還金の増が主な要因と考えられます。償還金は従来から増加傾向にありましたが、今後数年間は高止まりの時期となるため、収支への影響を注視していく必要があります。

また、資本費標準化債の借り入れを行ったことにより、企業債残高対事業規模比率が上昇しています。現時点では類似団体平均と比較して低い水準に留まっていますが、今後も借り入れを続けていくにあたっては、将来の償還額増について考慮する必要があると考えられます。

以上のことから、現在の効率的な経営を維持した上で、将来に向けたさらなる使用料収入の確保が課題であると分析できます。

現状では下水道の利用人口の指標である水洗化率が類似団体平均を下回っていることから、未接続世帯への接続勧奨を強化し、接続件数の増加に向けた取り組みを推進していくことが有効と考えられます。

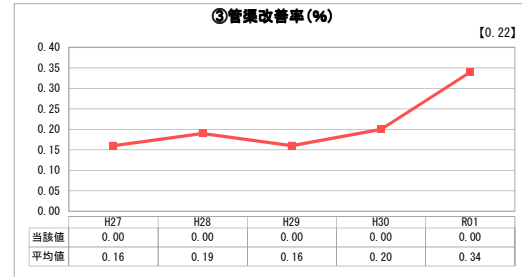
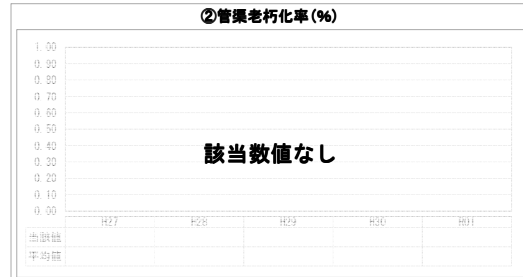
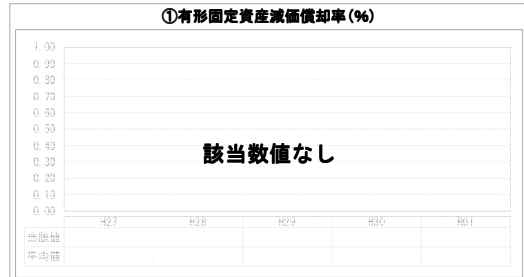
2. 老朽化の状況について

当町は流域関連公共下水道のため、町が整備した下水道施設は管路が中心となっております。それらは平成3年度に整備を開始し、平成11年の供用開始から21年が経過したものの、一般的耐用年数の概ね半ばであるため、老朽化状況の調査は現在のところ特段行っておりません。

今後については、令和2年度に策定予定のストックマネジメント計画での点検・調査計画に基づき、緊急輸送路(国県道)や軌道を横断している汚水幹線、避難所からの排水系統に接続する汚水枝線の点検調査から計画的に実施していく予定です。

また、開発行為や宅地造成等により集中浄化槽を廃止し、下水道へ接続した際に移管された管路は使用期間が40年以上経過しているため、ストックマネジメント計画での改築・修繕計画に基づき、管路の緊急度に応じ計画的に修繕対応していく予定です。

2. 老朽化の状況



全体総括

当町においても、将来的な人口の減少とそれに伴う使用料収入の減少は避けられないものと考えられます。

一方で、今後に見込まれる既存施設の老朽化等への対応に向けた財源の確保は引き続き必要になります。

財源確保の方策として料金水準の見直しは想定されますが、使用者に対し過度な負担とならないよう留意することが求められます。

これらを踏まえ、将来に渡り下水道施設を適切に管理し、安定した事業を継続するためには、経営状況に加えて保有する下水道施設の資産価値や今後の維持に要する費用等について、より詳細な把握が求められます。

そのためには、地方公営企業法の適用と経営戦略の策定が必要となることから、円滑な実施に向けた準備を進めます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	455,055	454,746	460,398	457,764	458,764	460,164	455,964	453,764	446,264	445,064	445,164	432,164	
	(1) 営 業 収 益 (B)	296,163	299,296	310,648	312,754	314,254	315,654	317,054	318,354	319,454	320,754	321,854	322,854	
	ア 料 金 収 入	283,766	286,352	297,394	299,500	301,000	302,400	303,800	305,100	306,200	307,500	308,600	309,600	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	12,397	12,944	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	13,254	
	(2) 営 業 外 収 益	158,892	155,450	149,750	145,010	144,510	144,510	138,910	135,410	126,810	124,310	123,310	109,310	
	ア 他 会 計 繰 入 金	145,303	149,777	149,740	145,000	144,500	144,500	138,900	135,400	126,800	124,300	123,300	109,300	
	イ そ の 他	13,589	5,673	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	2 総 費 用 (D)	272,657	259,230	292,230	255,109	249,852	249,266	237,834	238,056	233,881	228,457	224,619	220,618	
	(1) 営 業 費 用	166,446	162,015	204,334	178,773	182,193	188,971	184,078	190,274	191,393	190,772	191,426	191,733	
	ア 職 員 給 与 費	22,792	24,299	24,766	24,000	24,000	24,000	24,000	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	
	イ そ の 他	143,654	137,716	179,568	154,773	158,193	164,971	160,078	161,774	162,893	162,272	162,926	163,233	
	(2) 営 業 外 費 用	106,211	97,215	87,896	76,336	67,659	60,295	53,756	47,782	42,488	37,685	33,193	28,885	
	ア 支 払 利 息	106,211	97,215	87,896	76,336	67,659	60,295	53,756	47,782	42,488	37,685	33,193	28,885	
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	182,398	195,516	168,168	202,655	208,912	210,898	218,130	215,708	212,383	216,607	220,545	211,546		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	511,184	449,185	430,678	396,500	371,000	351,000	340,600	311,600	301,850	279,350	268,350	234,850	
	(1) 地 方 債	270,000	246,600	237,000	215,000	195,000	175,000	175,000	165,000	165,000	145,000	135,000	115,000	
	うち 資 本 費 平 準 化 債	100,000	100,000	100,000	100,000	80,000	60,000	60,000	50,000	50,000	30,000	20,000		
	(2) 他 会 計 補 助 金	139,322	143,612	143,577	139,000	138,500	138,500	133,100	129,600	121,200	118,700	117,700	104,200	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	72,500	50,000	47,500	40,000	35,000	35,000	30,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	(6) 工 事 負 担 金	29,362	8,973	2,601	2,500	2,500	2,500	2,500	2,000	650	650	650	650	
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	687,232	648,764	602,772	600,678	579,625	563,396	559,017	526,985	514,079	496,177	488,460	446,674	
	(1) 建 設 改 良 費	244,623	193,886	145,176	146,225	146,225	143,225	142,225	125,725	126,725	121,725	116,725	116,725	
	うち 職 員 給 与 費	24,691	26,324	26,829	25,900	25,900	25,900	25,900	21,400	21,400	21,400	21,400	21,400	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	442,609	454,878	457,596	454,453	433,400	420,171	416,792	401,260	387,354	374,452	371,735	329,949	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 176,048	△ 199,579	△ 172,094	△ 204,178	△ 208,625	△ 212,396	△ 218,417	△ 215,385	△ 212,229	△ 216,827	△ 220,110	△ 211,824		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
				(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	6,350	△ 4,063	△ 3,926	△ 1,523	287	△ 1,498	△ 287	323	154	△ 220	435	△ 278	
積 立 金	(K)	(L)	5,567	11,917	7,854	3,928	2,405	2,692	1,194	907	1,230	1,384	1,164	1,599	
前年度からの繰越金	(L)	(M)													
前年度繰上充用金	(M)	(N)	11,917	7,854	3,928	2,405	2,692	1,194	907	1,230	1,384	1,164	1,599	1,321	
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	11,917	7,854	3,928	2,405	2,692	1,194	907	1,230	1,384	1,164	1,599	1,321	
実 質 収 支	黒字 (N)-(O)	赤字 (Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		63.6%	63.7%	61.4%	64.5%	67.1%	68.7%	69.7%	71.0%	71.8%	73.8%	74.6%	78.5%	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	296,163	299,296	310,648	312,754	314,254	315,654	317,054	318,354	319,454	320,754	321,854	322,854	
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	(U)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	(V)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	$((T)/(V) \times 100)$													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率															
他会計借入金残高	(W)	(X)	5,446,987	5,238,709	5,018,113	4,778,660	4,540,260	4,295,089	4,053,297	3,817,037	3,594,683	3,365,231	3,128,496	2,913,547	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				156,837	162,211	162,644	157,904	157,404	157,404	151,804	148,304	139,704	137,204
収益的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計			296,159	305,823	306,221	296,904	295,904	295,904	284,904	277,904	260,904	255,904	226,404